

基安計発第 0331001 号
基安安発第 0331001 号
基安労発第 0331001 号
平成 17 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部
安全衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長
安全課長
労働衛生課長
(公 印 省 略)

登録免許税の課税に伴う登録教習機関等の登録に係る事務処理等について

登録教習機関等の登録に対する登録免許税の課税については、平成 17 年 3 月 31 日
付け基発第 0331015 号において示したところである。

これに伴い、登録教習機関等の登録（以下「登録」という。）に係る事務処理等につ
いては、下記のとおりとするので、遺漏のないように取り扱われたい。

記

第 1 登録免許税について

1 納税義務者

登録を受ける者は、登録免許税を納めなければならないこと（登録免許税法第
3 条）。ただし、国及び登録免許税法別表第 2 に掲げる者については、登録免許
税が課されないこと（登録免許税法第 4 条第 1 項）。

2 納税額

登録一件当たり 9 万円が課されること（登録免許税法別表第 1 第 2 9 号の 1 2
及び 1 3）。なお、区分ごとにより登録が行われるものについては、一区分の登
録を一件の登録とされること。

3 納税方法

登録を受ける者は、登録につき課される登録免許税の額に相当する登録免許税
を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出しなけれ

ばならないこと（登録免許税法第21条）。納付方法は、現金納付が原則であり、登録申請者が国税の収納機関である日本銀行又は国税の収納を行う代理店に登録免許税の相当額を現金で納付するものであること（国税通則法（昭和37年法律第66号）第34条）。

ただし、印紙により登録免許税を納付することにつき特別の事情があると認める場合は、印紙を登録の申請書にはり付けて納付ができること（登録免許税法第22条）。印紙納付を認めることができる特別の事情には、登記申請人が現金納付によって登録免許税を納付すべきことを知らずに登録免許税を納付してきた場合が含まれること。

4 その他

登録免許税の納付地は、都道府県労働局の所在地であること（登録免許税法第8条第1項）。

第2 登録に係る事務処理について

1 登録免許税の納付の確認について

登録申請書を受け付けたときは、下記の事項を確認すること。

- ① 登録免許税に係る領収証書又は収入印紙（以下「領収証書等」という。）がちょう付されていること。
 - ② 領収証書等が消印されていないこと。
 - ③ 登録につき課されるべき登録免許税の納付がされていること。
- 納付金額に不足があった場合は、不足分の追加納付を求めること。

2 領収証書等の消印について

領収証書等をちょう付した登録申請書について、領収証書等の納付金額に過不足がないことを確かめた上で、速やかに領収証書等に消印すること。

また、消印の方法は、消印のおおむね4分の1ないし2分の1が領収証書等にかかるようにすること。

3 登録及び登録免許税の納付に係る情報の管理について

厚生労働大臣は、その年の前年4月1日からその年3月31日までの期間内（以下「前年度」という。）にした登録に係る登録免許税の納付額を、その年7月31日までに財務大臣に通知しなければならない（登録免許税法第32条）ことから、本省より都道府県労働局に対して、登録の区分ごとに前年度の登録件数及び登録免許税の納付額に係る情報を求めることになるため、当該情報の管理を適正に行うこと。

第3 その他

1 登録に係る手数料の取扱いについて

従来、登録申請時に徴収していた登録（登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関及び登録型式検定機関（以下「登録製造時等検査機関等」という。）に係る登録を除く。）に係る手数料は、廃止されること。

なお、登録製造時等検査機関等に係る登録については、従前通りの手数料に加え、登録免許税が課されること。

2 登録の更新に係る手数料の取扱いについて

登録教習機関等が登録の更新を行うときは、登録免許税の納付は不要であり、従前通り、手数料を徴収すること。ただし、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第102号。以下「公益法人改革法」という。）附則第5条第2項及び第6条第2項の規定により登録を受けているものとみなされている登録教習機関等については、公益法人改革法の施行日以後に行う最初の登録の更新時に登録免許税が課されること（所得税法等の一部を改正する法律附則第14条第3項及び第5項）。